

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 5 0 号
発行日 令和 6 年 1 2 月 2 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○規 則

- 綾部市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例施行規則の一部改正 (都市計画課) . . . 1
- 綾部市会計規則の一部改正 (会計課) . . . 2
- 綾部市印鑑条例施行規則の一部改正 (市民・国保課) . . . 3
- 綾部市地域包括支援センターの設置及び運営規則の一部改正 (地域包括支援課) . . . 4
- 綾部市地域交流センターの管理及び運営規則の一部改正 (商工労政課) . . . 5
- 綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正 (保健推進課) . . . 6
- 綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則の一部改正 (総務課) . . . 7
- 綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (市民・国保課) . . . 8
- 綾部市公印規則の一部改正 (市民・国保課) . . . 15
- 綾部市生活保護法施行細則の一部改正 (社会福祉課) . . . 17
- 綾部市介護保険条例施行規則

の一部改正

(高齢者支援課) . . . 18

○告 示

- 綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱の一部改正 (障害者支援課) . . . 19
- 綾部市老人医療費支給事業実施要綱の一部改正 (高齢者支援課) . . . 20
- 綾部市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部改正 (障害者支援課) . . . 22
- 綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) . . . 26
- 綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱の一部改正 (こども支援課) . . . 27
- 綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱の一部改正 (こども支援課) . . . 28
- 綾部市小児インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部改正 (こども支援課) . . . 29
- 綾部市「おくやみハンドブック」協働発行事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について (市民・国保課) . . . 30
- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課) . . . 31
- 綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正

	(子育て支援課)・・・32		(監理課)・・・69
・住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業実施要綱の一部改正		・桜池改修工事条件付一般競争入札(取り抜け方式)について	
	(こども支援課)・・・45		(監理課)・・・79
・綾部市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する告示の一部改正		・向田川河川整備工事条件付一般競争入札(取り抜け方式)について	
	(子育て支援課)・・・46		(監理課)・・・89
・令和6年12月綾部市議会定例会招集告示		・浄化槽設置工事その4条件付一般競争入札について	
	(総務課)・・・47		(監理課)・・・99
・指定地域密着型サービス事業者廃止告示		・綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表	
	(高齢者支援課)・・・48		(下水道課)・・・110
・綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正		・旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について	
	(社会福祉課)・・・49		(農業委員会)・・・111
○公 告		・綾部市入札参加資格審査申請について	
・市道味方里2号線舗装工事条件付一般競争入札について			(監理課)・・・112
	(監理課)・・・50		
・公示送達		○上下水道事業管理規程	
	(市民・国保課)・・・63	・綾部市下水道排水設備指定業者規程の一部改正	
・公示送達			(下水道課)・・・123
	(税務課)・・・64	○議会規程	
・綾部農業振興地域整備計画の軽微な変更について		・綾部市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正	・・・124
	(農政課)・・・65	○教育委員会告示	
・旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について		・令和6年度第9回(11月)綾部市教育委員会会議招集告示	・・・125
	(農業委員会)・・・66	○選挙管理委員会告示	
・令和6年度下水道事業受益者負担金の賦課区域の縦覧について		・令和6年12月定時登録における選挙人名簿登録日について	
	(下水道課)・・・67		
・まちづくりセンター大規模改修工事(電気設備工事)条件付一般競争入札について			

	・・・126
・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	
	・・・127
・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	
	・・・128
・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	
	・・・129

規 則

綾部市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月5日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第33号

綾部市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例施行規則（平成25年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月7日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第34号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第246条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の9第1項」に改める。

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

規 則

綾部市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 5 号

綾部市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市印鑑条例施行規則（昭和 5 0 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号及び様式第 1 1 号中「健康保険証などの」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

規 則

綾部市地域包括支援センターの設置及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月7日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第36号

綾部市地域包括支援センターの設置及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市地域包括支援センターの設置及び運営規則（平成24年綾部市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「綾部市川糸町南古屋敷5番地の1」を「綾部市新宮町91番地」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市地域交流センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月11日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第37号

綾部市地域交流センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市地域交流センターの管理及び運営規則（令和5年綾部市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「属する月の6か月前から」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年11月25日から施行する。
（綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正）
- 2 綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第46号）の一部を次のように改正する。
別表綾部市地域交流センターの項中「利用期日の属する月の6か月前の月から」を削る。

綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月22日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第38号

綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和51年綾部市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条の見出しを「（資格の確認）」に改め、同条中「被保険者証を提示し」を「医療保険各法（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者、被扶養者又は被保護者であることの確認を受け」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「被保険者証の提示がない」を「確認ができない」に改め、同条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第2号中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

規 則

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第39号

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則（令和5年綾部市規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第9号及び様式第15号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月2日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第40号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第15条第4号中「第7条第1項」の次に「、第7条の3の2」を加え、同条に次の1号を加える。

（6）法施行規則第6条第1項の規定による申請書 様式第43号

第4章の章名を次のように改める。

第4章 資格確認書

第18条の見出し中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、「及び検認」を削り、同条中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、「とし、更新時期は4月1日」を削る。

第19条及び第20条を次のように改める。

第19条及び第20条 削除

第31条中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

様式第1号中「下さい。」を「ください。※マイナンバーカードの健康保険証利用登録の有無」に、

規 則

世帯主 との続柄	国 保
	有 無

を

世帯主 との続柄	国 保	マ イ ナ 保険証 (※)
	有 無	有 無

に、

職業	個人番号	得 喪 年 月 日		得喪 理由	該 当 年 月 日		該非 理由	制 度	種 類	40歳以上 月 数	受給権発生 年 月 日
		得 喪	・ ・		該 非	・ ・					
		得 喪	・ ・		該 非	・ ・					・ ・
		得 喪	・ ・		該 非	・ ・					・ ・
		得 喪	・ ・		該 非	・ ・					・ ・
		得 喪	・ ・		該 非	・ ・					・ ・
		得 喪	・ ・		該 非	・ ・					・ ・

を

規 則

「

職 業	個 人 番 号	得 喪 年 月 日	得 喪 理 由
		得 喪 ・ ・	

に、

」

「

国 保 証 処 理	交 付 回 収 訂 正 未
-----------------------	------------------------------

を

」

「

処 理	交 付 回 収 訂 正 未
--------	------------------------------

に改める。

」

様式第2号中「被保険者証及び」を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号（第 15 条関係）

国民健康保険資格確認書・資格情報通知書・高齢受給者証亡失（毀損）届
国民健康保険資格確認書・資格情報通知書・高齢受給者証再交付申請書

1 被保険者情報

被 保 険 者 記 号 ・ 番 号	氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号

2 再交付申請理由（該当するものを○で囲んでください。）

紛失 ・ 焼失 ・ 盗難 ・ 破損 ・ 汚損
その他（ ）

上記のとおり資格確認書・資格情報通知書・高齢受給者証を亡失（毀損）しましたので
届け出ます。

なお、資格確認書・資格情報通知書・高齢受給者証を再交付されたく申請します。

年 月 日

綾部市長 様

世帯主 住 所
氏 名
個人番号

※ 破損又は汚損の場合の申請は、該当証書を添えて申請すること。

該当証書の再交付を受けた後に失った該当証書を発見したときは、速やかに市役所に
返還すること。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号 削除

様式第 4 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 3 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

国民健康保険資格確認書交付申請書

次のとおり申請します。

申 請 日	年 月 日			
申 請 者	氏 名		電話番号	
	住 所			
	世帯主との続柄	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 世帯員（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
世帯主	氏 名		個人番号	

交付を希望する人について記入してください。

住 所	<input type="checkbox"/> 同上			
1	氏 名		（申請理由） 1. 紛失 2. カード返納 3. 介助 4. その他（ ）	
	生 年 月 日	年 月 日	個人番号	
2	氏 名		（申請理由） 1. 紛失 2. カード返納 3. 介助 4. その他（ ）	
	生 年 月 日	年 月 日	個人番号	
3	氏 名		（申請理由） 1. 紛失 2. カード返納 3. 介助 4. その他（ ）	
	生 年 月 日	年 月 日	個人番号	
4	氏 名		（申請理由） 1. 紛失 2. カード返納 3. 介助 4. その他（ ）	
	生 年 月 日	年 月 日	個人番号	
申請理由欄 の補足説明		1. マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない。 2. マイナンバーカードを返納した、又は返納する予定である。 3. 介助者等の第三者が高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である。 4. その他（1～3以外）は、理由を記入してください。		

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

規 則

綾部市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 1 号

綾部市公印規則の一部を改正する規則

綾部市公印規則（昭和 2 8 年綾部市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

綾部市印	同上	1 8 ミリメートル	介護保険資格者証／国民健康保険高齢受給者証／国民健康保険標準負担額減額認定証／国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証／等
綾部市印	同上	1 3 ミリメートル	し尿くみ取り事務用
綾部市印	同上	1 0 ミリメートル	国民健康保険被保険者証
綾部市印	長方形	縦 7 ミリメートル 横 1 2 ミリメートル	国民健康保険被保険者証／国民健康保険標準負担額減額認定証／国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証／等

を

」

規 則

「

綾部市印	同上	18ミリメートル	介護保険資格者証／国民健康保険高齢受給者証／国民健康保険標準負担額減額認定証／国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証／国民健康保険資格確認書／等
綾部市印	同上	13ミリメートル	し尿くみ取り事務用
綾部市印	長方形	縦7ミリメートル 横12ミリメートル	国民健康保険標準負担額減額認定証／国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証／等

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

綾部市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 2 号

綾部市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

綾部市生活保護法施行細則（平成 1 2 年綾部市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「健康保険証・」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

規 則

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 3 号

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号及び様式第 4 号中

「

医療保険者名		医療保険被保険者証記号番号		を
--------	--	---------------	--	---

」

「

医療保険者名		被保険者記号・番号		に
--------	--	-----------	--	---

」

改める。

様式第 7 号中

「 被保険者証 」 を 「 被保険者
記号・番号 」 に改め、

「 ・介護療養型医療施設 」 を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

綾部市告示第184号

綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱（平成19年綾部市告示第138号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月7日

綾部市長 山崎善也

第2条第1号中「及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」を「、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」に改める。

様式第1号中「申請者の被保険者 証の記号及び番号」を「申請者の被保険者 番号等」に改める。

様式第4号中「健康保険証」を「健康保険」に、「被保険者証の 記号及び番号」を「被保険者 番号等」に改める。

附 則

この告示は、令和6年11月7日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第4号の改正規定は、令和6年12月2日から施行する。

綾部市告示第185号

綾部市老人医療費支給事業実施要綱（平成27年綾部市告示第37号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月11日

綾部市長 山崎善也

第4条中「書類」を「書類等」に改め、同条第1号中「被保険者証又は共済組合員証」を「被保険者又は共済組合員及びこれらの被扶養者であることが確認できるもの」に改める。

様式第2号中

「

- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。 を
- マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、この証のみを窓口に提出してください。

」

「

- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、電子資格確認を受ける際に窓口にこの証を提出するか、資格確認書にこの証を添えて窓口に提出してください。 に改める。

」

様式第4号中

「

- 2 療養を受けるときは、「被保険者証（又は組合員証）」及び「福祉医療費受給者証」に添えて、この証をその窓口で渡してください。
- マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、「福祉医療費受給者証」を添えて、この証をその窓口で渡してください。

」

「

- 2 療養を受けるときは、電子資格確認を受ける際に「福祉医療費受給者証」にこの証を添えて窓口で渡すか、「資格確認書」に「福祉医療費受給者証」及びこの証を添えて窓口に渡してください。

」

改める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第186号

綾部市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和58年綾部市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月13日

綾部市長 山崎善也

第7条中「提出」を「、提出」に、「確認のうえ認定」を「確認の上、認定を」に、「重障老人健康管理事業対象者証」を「重度心身障害老人健康管理事業対象者証」に改める。

様式第1号中

「

後期高齢者医療 被保険者証	番号
------------------	----

を

」

「

後期高齢者医療 被保険者番号	
-------------------	--

に、

」

「2 後期高齢者医療被保険者証」を「2 後期高齢者医療被保険者番号」に改める。
様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第7条関係）

（表）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; margin: 0 auto; padding: 2px;">健管</div> <p>重度心身障害老人健康管理事業 対象者証</p>		
後期高齢者 被保険者番号	
受 給 者	居住地	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名 及び印	京都府 綾部市長	
交付年月日	年 月 日	

この証は、京都府以外では使用できません。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証ですから、大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合には、この証を必ず窓口に提出してください。
- 3 次の事項に該当する場合は、速やかにこの証をお住まいの市町村に返してください。
 - (1) 重度心身障害老人健康管理事業の対象者でなくなったとき。
 - (2) 有効期間を経過したとき。
- 4 この証の記載事項に変更があったときは、速やかにこの証を添えて、お住まいの市町村に届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として罰せられる可能性があります。
- 6 この証は、京都府外では使用できません。

附 則

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第187号

綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成5年綾部市告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月13日

綾部市長 山崎善也

第4条第3項中「に定める被保険者証」を「の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受ける」に改め、同項ただし書を削る。

様式第2号及び様式第3号中

「

- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、この証のみを窓口へ提出してください。

」

「

- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、電子資格確認を受ける際に窓口へこの証を提出するか、資格確認書へこの証を添えて窓口へ提出しに改める。
てください。

」

附 則

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第188号

綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱（令和2年綾部市告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月13日

綾部市長 山崎善也

様式第1号中「㊤」を削り、「運転免許証・健康保険証」を「マイナンバーカード・運転免許証」に改める。

様式第5号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

綾部市告示第189号

綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱（令和4年綾部市告示第134号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月13日

綾部市長 山崎善也

様式第1号中「運転免許証、健康保険証（両面）、申請時住所記載の住民票など」を「マイナンバーカード、運転免許証、申請時住所記載の住民票などの」に改める。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

綾部市告示第190号

綾部市小児インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱（令和5年綾部市告示第190号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月13日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第2号中「健康保険証（両面）、申請時住所記載の住民票」を「申請時住所記載の住民票など」に改める。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

綾部市公告第191号

綾部市「おくやみハンドブック」協働発行事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は参加申請書等を提出してください。

令和6年11月18日

綾部市長 山崎 善也

上記について「綾部市「おくやみハンドブック」協働発行事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市告示第192号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和6年11月18日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和6年4月1日	綾0602-32018・01
令和6年4月1日	綾1001-31002・02
令和6年4月1日	綾0803-21016・01
令和6年4月1日	綾0803-44002・01

綾部市告示第 1 9 3 号

綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条（見出しを含む。）中「対象者」を「受給資格者」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

（1）「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 2 6 年 9 月 3 0 日付け雇児発 0 9 3 0 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第 4 条第 3 号中「限る」の次に「。以下「指定教育訓練」という」を加える。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「対象者」を「受給資格者」に改め、同項第 1 号中「対象者」を「受給資格者」に、「講座の受講のため」を「教育訓練の受講のため」に、「授業料」を「受講料」に改め、同項第 2 号中「受給者（前条第 3 号の講座）」を「受給資格者（指定教育訓練）」に改め、「受講する者」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、「授業料」を「受講料」に改め、同項第 3 号中「前 2 号の対象者以外の対象者 前 2 号」を「前 3 号の受給資格者以外の受給資格者 前 3 号」に、「当該対象者」を「当該受給資格者」に改め、「（以下「訓練給付金」という。）」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。））ものに限る。） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に 1 0 0 分の 8 5 を乗じて得た額（その額が修学年数に 6 0 万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に 6 0 万円を乗じて得た額（この場合 2 4 0 万円を超えるときは、2 4 0 万円）

第 5 条第 2 項中「及び第 2 号（同項第 3 号）」を「、第 2 号及び第 3 号（同項第 4 号）」に改め、同条第 3 項を削る。

第 6 条第 1 項中「公簿等」の次に「（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項に後段として次のように加える。

なお、教育訓練給付金の支給方法について次条第 4 項の規定を適用する場合は、その旨を通知すること。

第 7 条第 1 項中「様式第 3 号」の次に「。以下「基本支給申請書」という。）又は第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる追加支給を受けようとする場合は綾部市自立支援教育訓練給付金

支給申請書（追加支給分）（様式第3号の2。以下「追加支給申請書」という。）を加え、同条第3項中「第1項の支給」を「基本支給申請書による」に改め、「以内に」の次に「追加支給申請書による申請は、対象講座を修了し、対象講座に係る資格を取得し、かつ、対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内に」を加え、同条第4項中「様式第4号）」の次に「又は綾部市自立支援教育訓練給付金支給（不支給）決定通知書（追加支給分）（様式第5号）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 教育訓練給付金の支給方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第5条第1項第2号に規定する者 支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとの支給を決定することができるものとし、あらかじめ対象講座を実施する教育訓練施設に対し、受講証明書（同規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で決定

(2) 前号以外の者 対象講座の教育訓練修了後に一括払い
様式第1号中

過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが 過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが	ある・ない ある・ない
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意7参照)	フリガナ	生年月日 年 月 日 (歳)
	氏 名	
	個人番号	
	住所（別居の場合）	
児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名)	

過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが 過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが	ある・ない ある・ない
(備考)		

「受給資格のない者が専門」を「受給資格のない者（※を除く。）が専門」に、

3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に
確認をした内容で通知します。

※専門実践教育訓練を受講する場合、受講修了日の翌日から起算して1年以内に当該教育
訓練に係る資格を取得し就職等した者については、入学金及び受講料の8割5分相当額
（上限240万円（60万円×修学年数）、既に支給した教育訓練給付金等は差し引く）
に、

3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に
確認をした内容で通知します。

6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明
を受け、受講修了日後に、改めて「綾部市自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第
3号）」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。

7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一に
する子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

(2) 婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻していない。

※ 婚姻とは民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。

8 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名
します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

（添付書類）

1 当該申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

2 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。た
だし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7
月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並び
に所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者のうち70歳以上の
者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を
含む。以下同じ。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に
限る。）がある場合にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる
書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

3 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児
童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得
割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該母子家庭の母又
は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一に
する子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とす
る。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

4 受講しようとする講座が確認できる書類

5 その他市長が必要と認める書類

同意書

綾部市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座の指定のため、私及び私の世帯の課税
状況について、綾部市が確認することについて同意します。

住所

氏名

印

- 「
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設で受講証明書の発行を受け、受講修了日後に、改めて「綾部市自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第3号）」、「綾部市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給分）（様式第3号の2）」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。なお、支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。に
（添付書類）
- 1 当該申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - 2 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - 3 受講しようとする講座が確認できる書類
 - 4 その他市長が必要と認める書類
- 」

改める。

様式第2号中

「

指定却下の理由 (指定却下の場合)	
----------------------	--

を

」

「

指定却下の理由 (指定却下の場合)	
支 給 方 法	
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。	

に、

」

「受給資格のない者が専門」を「受給資格のない者（※を除く。）が専門」に、

- 「
- 3 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設で証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。を
- 」

「
※専門実践教育訓練を受講する場合、受講修了日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得し就職等した者については、入学金及び受講料の8割5分相当額（上限240万円（60万円×修学年数）、既に支給した教育訓練給付金等は差し引く）に、
が支給されます。

3 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設で証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

「
5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設で受講修了の証明を受け、受講修了日後に、改めて「綾部市自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第3号）」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。

「
5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設で受講証明書の発行を受け、受講修了日後に、改めて「綾部市自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第3号）」、「綾部市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給分）（様式第3号の2）」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。なお、支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。

改める。

様式第3号（表面）中

告 示

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用	入学料	円、受講料	円 合計額 円
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
振込希望口座	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 受取口座を利用します。		
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意3参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名		
	個人番号		
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない		
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名)		
(備考)			

を

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
うち支給単位期間	うち	年 月 日～ (初日)	年 月 日 (末日)
所要費用	入学料	円、受講料	円 合計額 円
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
振込希望口座	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
(備考)			

に

改め、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。
- 2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「振込希望口座」欄に記載する必要はありません。

(添付書類)

- 1 当該申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 3 綾部市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書
- 4 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第4項により支給する場合に限る。）
- 5 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- 6 訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号の2（第7条関係）

（表面）

綾部市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給分）

年 月 日

綾部市長 様

申請者氏名

綾部市自立支援教育訓練給付金の追加支給を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名			
個人番号			
住 所	(-)	電話番号 () -	
教育訓練施設の 名称及び所在地	名 称 : 所在地 :		
教育訓練講座の 名 称			
教育訓練の期間	年 月 日～		年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)
資格取得年月日・ 資格取得名称			
就職等年月日・ 就職等先名称			
事業主の証明	就業先住所		就業先電話番号
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主名 (法人の場合は、名称・代表者氏名)		
所 要 費 用	入学料	円、受講料	円 合計額 円
雇用保険法による 教育訓練給付金 の 受 給 額	円	自立支援教育訓練 給付金の受給額	円
振込希望口座	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他
	支店名		口座番号
	口座名義（フリガナ）		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
(備考)			

(裏面)

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 2 資格取得年月日・資格取得名称欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し(合格証等)を添付してください。
- 3 就職等年月日・就職等先名称欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。
- 4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「振込希望口座」欄に記載する必要はありません。

(添付書類)

- 1 当該申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 3 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- 4 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- 5 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- 6 当該申請者が資格の取得をしたことを証明する書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号中

「

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)	を
---------	-------------------------	---

」

「

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)	に
うち支給単位期間	うち年 月 日～ 年 月 日 (初日) (末日)	

」

改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号（第 7 条関係）

綾部市自立支援教育訓練給付金支給（不支給）決定通知書（追加支給分）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

年 月 日付けで申請のありました綾部市自立支援教育訓練給付金の追加支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

氏 名	
教育訓練施設の 名称及び所在地	名 称： 所在地：
教育訓練講座の 名 称	
教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)
資格取得年月日・ 資格取得名称	年 月 日 名称：
就職等年月日・ 就職等先名称	年 月 日 名称：
支 給 額	円
不支給の理由 (不支給の場合)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

附 則

この告示は、令和6年11月22日から施行する。

綾部市告示第194号

住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業実施要綱（令和5年綾部市告示第122号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月22日

綾部市長 山崎善也

様式第1号中

「

.....ここから以下の記入は、不要です。.....

事務処理欄	本人確認	1点	マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ パスポート			
		2点	健康保険証 ・ 年金手帳 ・ その他（ ）			
	世帯の課税確認	本人	非課税	課税	未申告	生保
		世帯員	非課税	課税	未申告	生保
確認者						

を

」

削る。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

綾部市告示第195号

綾部市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する告示（令和6年綾部市告示第182号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月22日

綾部市長 山崎善也

様式第1号の改正規定中

「被保険者等の「医療保険各法の
記号及び番号」を記号及び番号」に改める。

様式第4号の改正規定中「被保険者等の「医療保険各法の
記号及び番号」を記号及び番号」に改める。

附 則

この告示は、令和6年11月22日から施行する。

綾部市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和6年12月2日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和6年11月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第200号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月2日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 株式会社 ヘルシーライフ
- 2 サービスの種類 地域密着型通所介護
- 3 事業所の名称 生き生きクラブ
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市広小路2丁目12-1
- 5 指定事業所番号 2671800262
- 6 廃止の年月日 令和6年12月31日

綾部市告示第 2 0 1 号

綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「、健康保険証」を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

綾部市公告第159号

道路整備事業、市道味方里2号線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年11月11日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第506 116号 |
| (2) 工 事 名 | 市道味方里2号線舗装工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 180m W = 6.1 ~ 6.3m
アスファルト舗装工 A = 1,100㎡
区画線工 L = 450m |
| (5) 予定工期 | 令和6年12月10日から
令和7年 3月19日まで（100日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評価が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年11月11日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は330円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年11月14日(木) 午前9時から午後6時まで

令和6年11月15日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年11月21日(木) から

令和6年11月22日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和6年11月25日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年11月29日(金)午前9時から午後6時まで
令和6年12月2日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年12月3日(火)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第160号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和6年11月12日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第161号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和6年11月13日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 6 2 号

綾部農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 1 0 条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和 6 年 1 1 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

令和 6 年 1 1 月 1 4 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

綾部市公告 1 6 3 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 6 年 1 1 月 1 5 日から令和 6 年 1 1 月 2 9 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第164号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第4条の規定により、令和6年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月25日

綾部市長 山崎善也

1 賦課対象区域

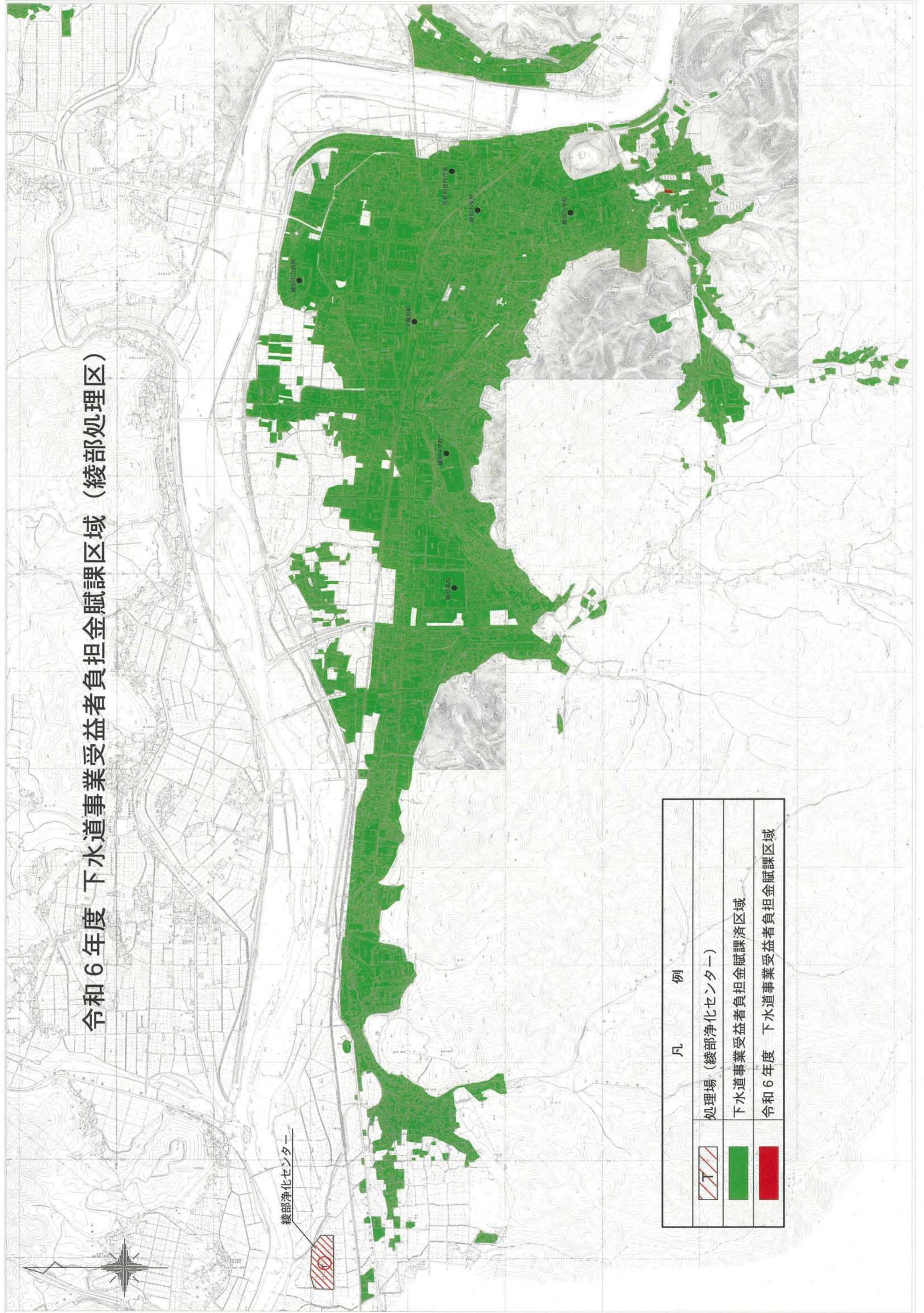
寺町の一部

2 賦課対象区域図

別図のとおり

令和6年度 下水道事業受益者負担金賦課区域（綾部処理区）

綾部浄化センター



綾部市公告第165号

まちづくりセンター大規模改修事業、まちづくりセンター大規模改修工事（電気設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年11月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第506 111号 |
| (2) 工 事 名 | まちづくりセンター大規模改修工事（電気設備工事） |
| (3) 工事場所 | 綾部市若竹町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | EV棟増築 鉄骨造2階建 95.35㎡
既存棟内装等改修 鉄骨造2階建 582.81㎡
上記に係る電気設備工事 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和7年 1月 7日から
令和7年 9月16日まで（253日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年11月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は530円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年11月28日(木) 午前9時から午後6時まで

令和6年11月29日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年12月5日(木) から

令和6年12月6日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年12月9日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年12月23日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年12月24日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出12月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年12月25日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



まちづくりセンター大規模改修工事 付近見取図 1/2,500

綾部市公告第166号

農業用施設等改良整備事業、桜池改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和6年11月25日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 119号
- (2) 工 事 名 桜池改修工事
- (3) 工事場所 綾部市小畑町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 堤体工 L = 24.4 m
堤体工 V = 371 m³
法面工 A = 166 m²
- (5) 予定工期 令和6年12月24日から
令和7年 3月31日まで（98日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年11月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は350円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年11月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年11月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年12月5日（木）から

令和6年12月6日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年12月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年12月13日（金）午前9時から午後6時まで
令和6年12月16日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年12月17日（火）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第506 119号 桜池改修工事	1	本案件
第506 120号 向田川河川整備工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

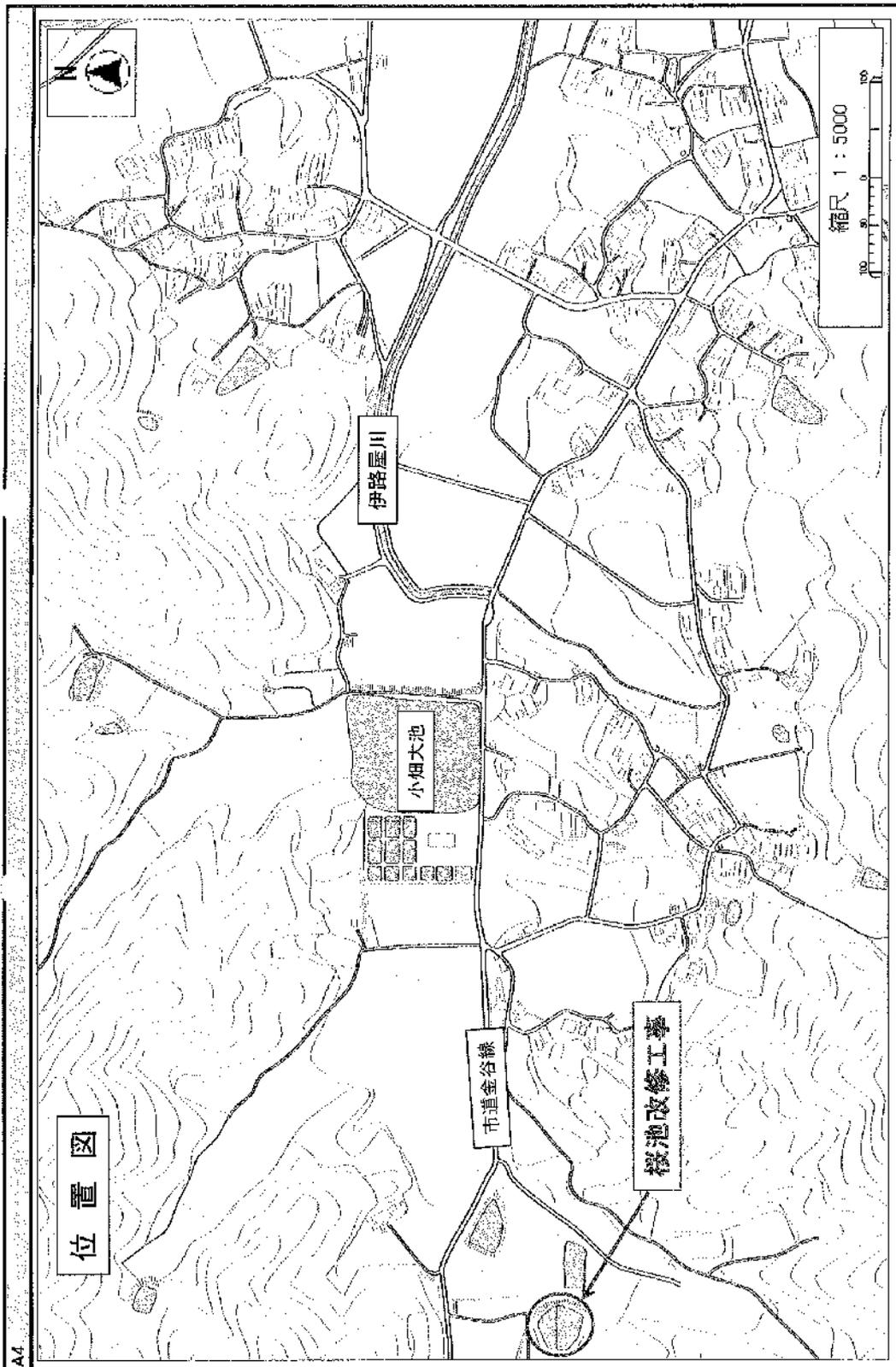
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第167号

普通河川整備事業、向田川河川整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和6年11月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 120号
- (2) 工 事 名 向田川河川整備工事
- (3) 工事場所 綾部市篠田町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L = 34.1m
かごマット工 A = 57㎡
工事用道路 L = 82m
縮切排水工 一式
- (5) 予定工期 令和6年12月24日から
令和7年 3月13日まで（80日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年11月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は660円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年11月28日(木) 午前9時から午後6時まで

令和6年11月29日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年12月5日(木) から

令和6年12月6日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年12月9日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年12月13日(金) 午前9時から午後6時まで
令和6年12月16日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年12月17日(火) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第506 119号 桜池改修工事	1	
第506 120号 向田川河川整備工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

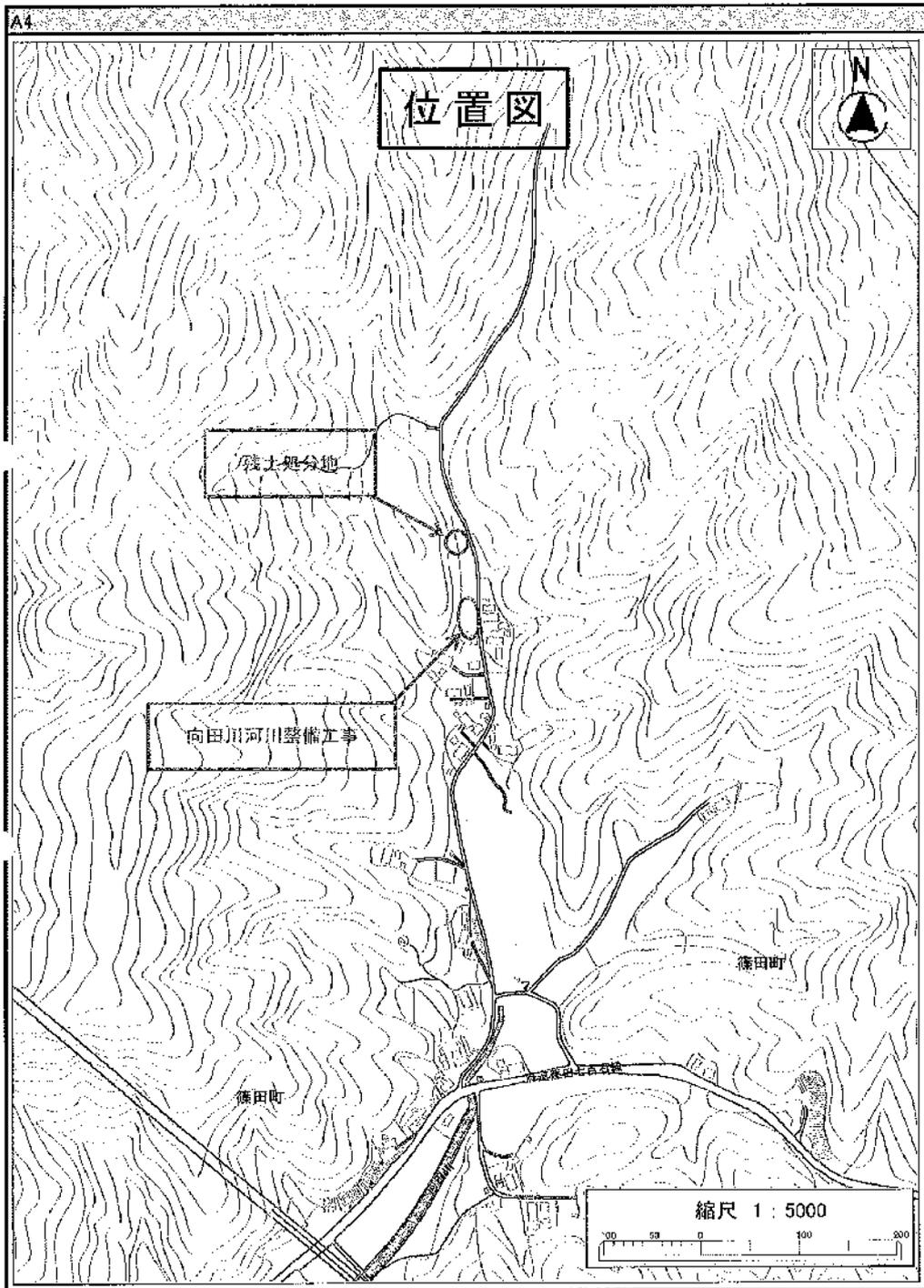
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第168号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その4に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年11月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第506 126号 |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その4 |
| (3) 工事場所 | 綾部市今田町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 小型合併処理浄化槽設置
5人槽構造基準型 1基
10人槽構造基準型P付 1基
計2基 |
| (5) 予定工期 | 令和6年12月24日から
令和7年 3月31日まで (98日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年11月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は810円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年11月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年11月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年12月5日（木）から

令和6年12月6日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年12月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和6年12月13日（金）午前9時から午後6時まで
令和6年12月16日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和6年12月17日（火）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

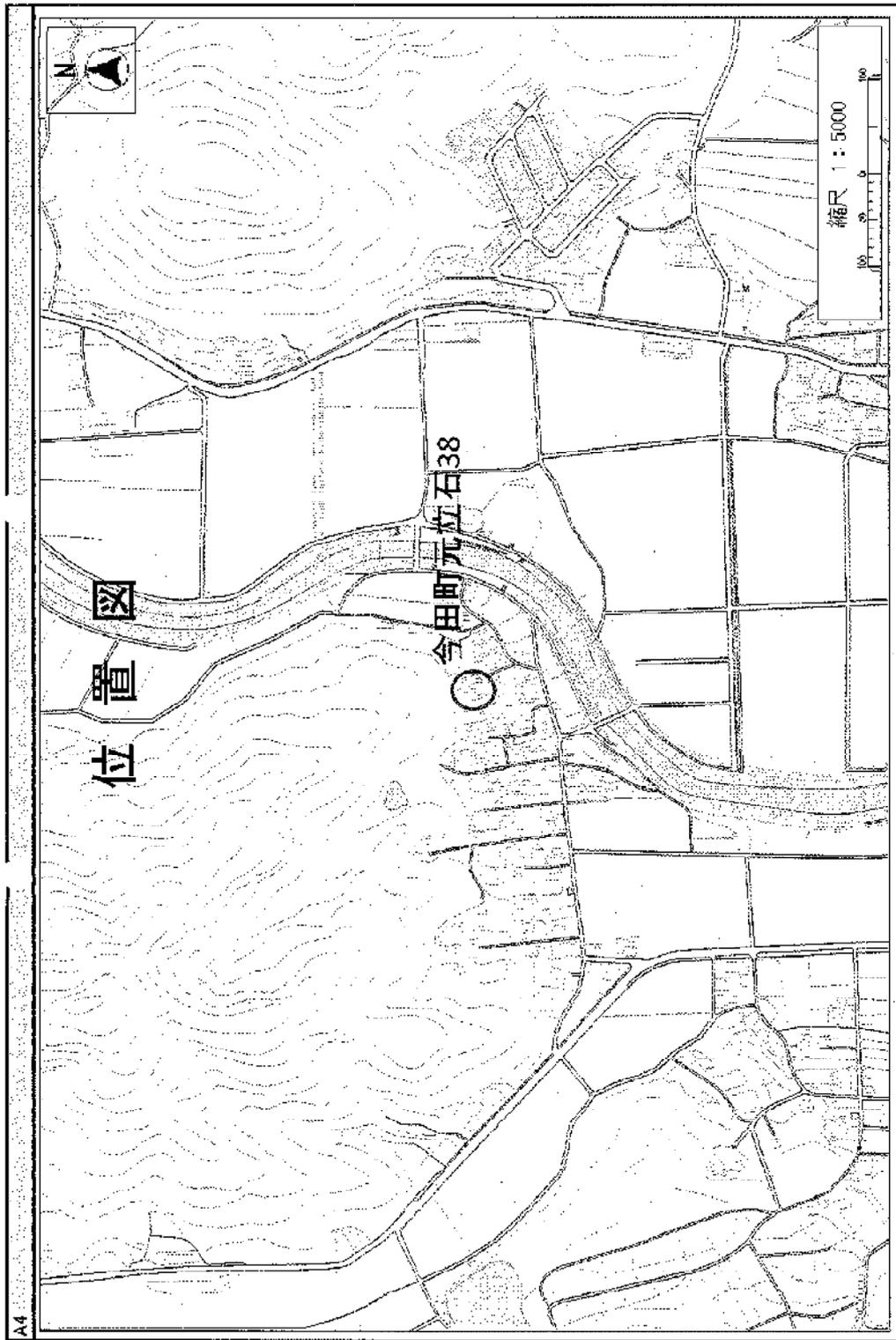
2) 主任技術者

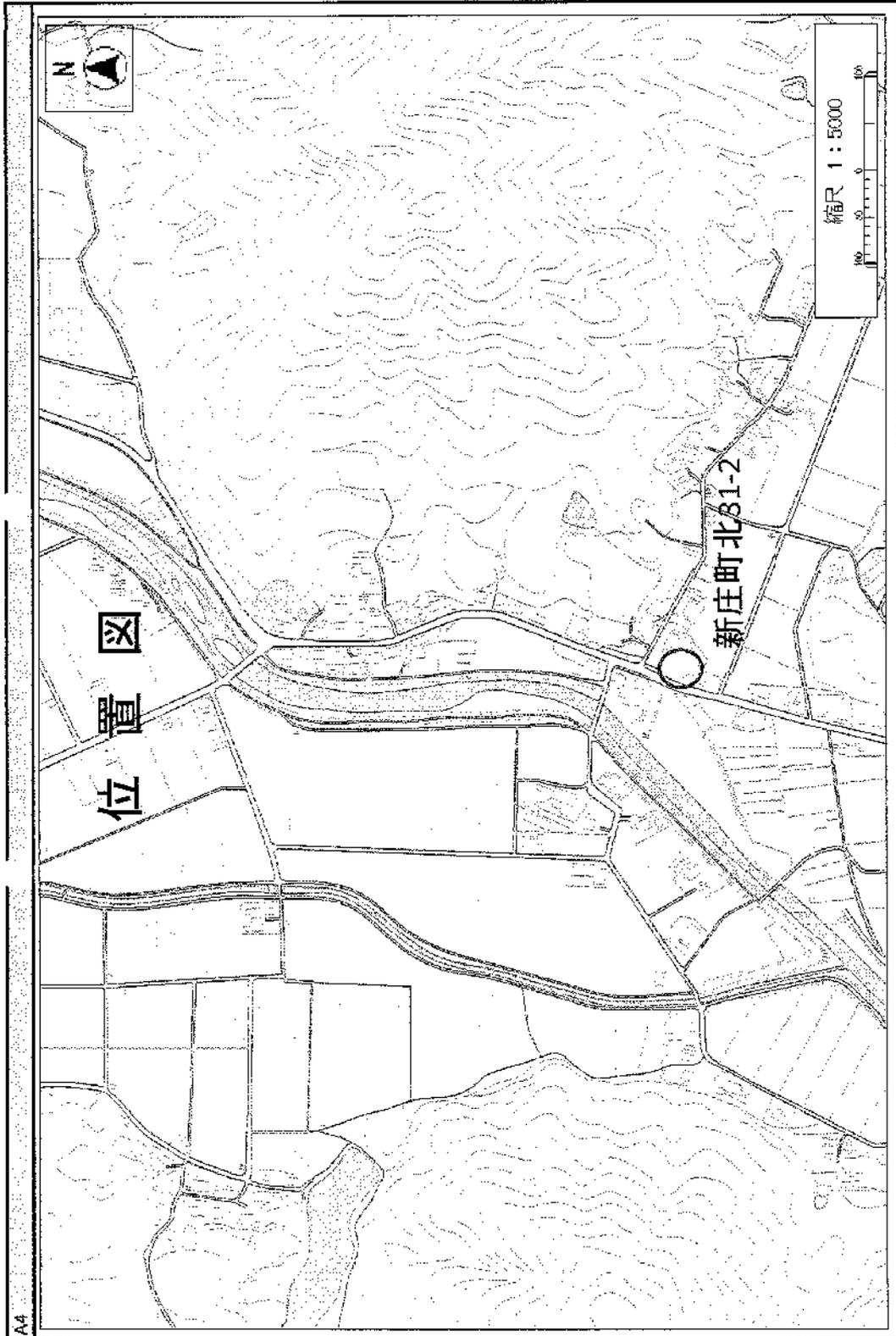
- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 (1) 3)の1に規定する期間。
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第169号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第4号に基づく指定業者を次により公表します。

令和6年11月27日

綾部市長 山崎 善也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	変更日
株式会社 岡田組	岡田 宗一	綾部市味方町薬師谷442番地	令和6年7月25日

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

	指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地
変更後	6	株式会社 岡田組	岡田 宗一	綾部市味方町薬師谷442番地
変更前	6	株式会社 岡田組	岡田 良	綾部市味方町薬師谷442番地

綾部市公告 170号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和6年11月30日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和6年11月30日から令和6年12月13日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

綾部市公告第171号

令和7年度に綾部市が発注する建設工事等（上水道事業、下水道事業等を含む。）の指名競争入札参加資格審査申請について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。

令和6年12月2日

綾部市長 山崎善也

1 受付期間等

区 分		有効期間	受 付 期 間 (土・日曜、祝日は除く)	提出方法
市内業者	建設工事	令和7年度 (1年)	令和7年2月3日(月) ～ 2月17日(月)	郵送等による送付 (2月17日(月)必着)
	測量・建設 コンサルタント等			

* 「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を綾部市内に有する業者です。

* 「市外業者」は隔年申請のため、令和7年度の受付はありません。

2 申請案内・用紙

申請案内及び用紙は、綾部市ホームページからダウンロードして入手してください。入手できない方は、綾部市役所監理課で有償配布します。

綾部市ホームページ → <https://www.city.ayabe.lg.jp/>
産業・ビジネス>入札・契約>競争入札参加資格 をご覧ください。

3 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の記載をした場合、入札に参加できません。
- (2) 必要な書類が指定順に綴られているか、また、不要な書類が添付されていないか十分確認してください。両面コピー等の活用で省資源にご協力ください。
- (3) 証明書等の写しは、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- (4) 受付期間に注意し、余裕を持って早目に申請してください。随時の受付はありません。
- (5) 物品、役務等の入札参加資格審査申請は受け付けていません。

4 電子入札について

入札の透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化を目的に、電子入札を導入しています。

現在、綾部市の指名登録を受けている業者の皆様については、随時登録していただくことができますが、令和7年度に新規登録していただく業者の皆様については、令和7年の4月以降に利用者登録をしていただきますようお願いいたします。

電子入札を利用するには、電子入札用のICカード等を用意して、京都府電子入札システムを開き、画面の調達機関から「綾部市」を選択し、利用者登録をしていただく必要があります。すでに京都府の電子入札を利用されている場合でも、「京都府」の利用者登録とは別に、「綾部市」への利用者登録が必要となります。

利用者登録については、京都府ホームページで掲載されている「はじめて電子入札を利用される方へ」をご覧ください。

京都府ホームページ → <https://www.pref.kyoto.jp/ebid/1291085384181.html>

5 提出について

提出書類 別紙提出書類の一覧表に記載

提出部数 1部

体裁 クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。
書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、受領書および返信用封筒は綴じ込まずに添付してください。

提出方法 郵送等による送付を原則とします。

必ず申請期間の期限までに到着するよう送付してください。期限を過ぎてから到着した申請は受理できません。

提出先 〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課

6 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

TEL：0773-42-4276（直通）

FAX：0773-42-4406（総務課向け）

E-Mail：kanri@city.ayabe.lg.jp

【 建 設 工 事 】

申請に当たって

綾部市が発注する建設工事の指名競争入札に参加するためには、「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を受けていただくこととなります。

綾部市では、建設工事の指名競争入札に参加するのに必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について、昭和40年綾部市告示第49号で告示しています。

「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

建設工事の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する事項の審査を受けていない者
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く。）

※ 建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、令和5年7月1日以降を審査基準日とし、2年又は3年平均の完成工事高があるものを審査対象とします。経営事項審査結果通知書は、総合評定値P点を取得されたものに限り、（総合評定値P点を取得していても、平均完成工事高がない業種は登録できません）

2 申請受付期間等

市内業者	令和7年2月3日（月）～令和7年2月17日（月）	郵送等による送付
市外業者	隔年申請のため、令和7年度の受付はありません。	

令和7年2月17日（月）必着です。

3 提出先、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和8年3月31日まで。
------	--------------------------------

市内業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考
①	建設工事入札参加資格審査申請書	市 第1号様式	1	※1
②	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	(都道府県等)	1	最新のもの。
③	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和6年11月1日以降のもの。 写しでも可。
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)		
④	営業所一覧表	市 第2号様式	1	
⑤	工事経歴書	市 第3号様式	1	直前1年度分。 経審申請時の写しでも可。
⑥	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	1	令和6年11月1日以降のもの。 写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。電子納税証明書でも可。 ※2
		(個人の場合) 所得税・消費税		
	市税納税証明書	市 第4号様式	1	令和7年1月7日以降のもの。 個人事業主は令和7年2月1日以降のもの。原本提出。 ※3
⑦	技術職員名簿	市 第5号様式 経審申請時の写し	各 1	両方提出してください。 ※4
⑧	現場代理人名簿	市 第6号様式	1	※5
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※6
⑩	特例浄化槽工事業者届出書の写し	(京都府)	1	該当者のみ。 ※7
⑪	浄化槽設備士証又は免状の写し		1	
⑫	除雪・水道修繕等委託契約書の写し		1	国道・府道除雪を含む。 ※8
⑬	消防団協力事業所表示証の写し	市	各 1	該当者のみ。 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定めるもの。 ※9
	奉仕活動実施報告書	別紙3		
	雇用状況申告書	別紙4, 5, 6		
⑭	令和7年度建設工事入札参加業者等級格付基準業者登録カード	別紙7-1 別紙7-2	1	※10
⑮	誓約書	市	1	
⑯	経営事項審査結果通知書の写し		1	令和5年7月1日以降のもの。
⑰	振込先確認書	市	1	
⑱	受領書	市	1	切手貼付の返信用封筒を同封してください。

【留意事項等】

※1 「備考」欄に、営業所専任技術者の氏名を記入してください。

※2 ⑥「納税証明書[国税]」はオンライン（e-Tax）で請求・受取ができます。納税証明書（電子交付用）のPDF形式を選択した場合、オンライン（e-Tax）でダウンロードしたデータを印刷してください（期間内であれば何枚でも印刷できます）。

「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へEメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。

※3 ⑥「市税納税証明書」については、法人の場合は令和7年1月7日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、令和7年2月1日以降に取得してください。1月31日以前に申請される場合は、令和6年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※4 ⑦「技術職員名簿」は、令和7年度に配置可能な技術者について記入してください。

また、市の様式第5号と併せて経審申請時の写しを提出してください。なお、市の様式第5号には、技術者の全資格を記載してください。

技術職員名簿の有資格区分コードに従い、建設業法等による資格を有する職員については、技術者の資格を証する書類（検定合格証明書の写し等）を、監理技術者資格を有する職員については、監理技術者資格者証（表裏両面）を必ず添付してください。また、解体工事業において、技術検定に係る資格を有する職員のうち、平成27年度までの合格者については、解体工事に関する実務経験1年以上を証する書類又は登録解体工事講習の受講の証明書類を添付してください。

技術職員を新規登録する場合は、常用雇用を確認するため、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者証の写し、被保険者標準報酬決定通知書の写しを提出してください。これらの書類が提出できない場合は、京都府の経営事項審査の手引きを参考に書類準備をしてください。なお、経審の名簿に記載されている場合、書類提出は不要です。

※5 ⑧「現場代理人名簿」は、令和7年度に配置可能な方を記載してください。現場代理人については、技術資格の必要はありませんが、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方でなければなりません。

現場代理人を新規登録する場合は、常用雇用を確認するため、上記に記載の技術職員と同様の書類を提出してください。

※6 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和7年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

※7 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽工事業者の方は添付してください。（⑩「特例浄化槽工事業者届出」は、府土木事務所の受付印があるもので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。）

※8 国、京都府、綾部市と令和6年度の除雪や融雪剤散布等に係る委託契約を締結されている方は、契約書の写しを提出してください。

綾部市の水道修繕等に係る令和6年度の緊急当番業者の方は、「水道修繕等業務委託契約書」の写しを提出してください。

※9 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定める「地域貢献活動・雇用促進」の認定要件に必要な書類を提出してください。

【地域貢献活動】

- ・綾部市消防団協力事業所としての認定…「消防団協力事業所表示証」の写し。
- ・奉仕活動…別紙3「奉仕活動実施報告書」および添付書類（活動内容が客観的に判断できる資料。活動案内や当日の資料、写真、感謝状、礼状、表彰状、新聞記事など。）

【雇用促進】

- ・女性技術者の雇用…別紙4「女性技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・若年技術者の雇用…別紙5「若年技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・障害者の雇用…別紙6「障害者雇用状況申告書」障害者であることを証明する書類の提出は不要とします。（ただし、申請内容に確認の必要があると認めた場合には、提出を求める場合があります。）

※10 等級格付基準の総合評点の提出にご協力をお願いします。登録業種ごとに総合評点を記入してください。

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑩を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑩～⑩は綴じずに、添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種及び等級
- (5) 総合評点（市内業者のみ）

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届（市様式）に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出**をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日、営業所専任技術者
- (6) 技術者名簿及び現場代理人名簿

また、経営事項審査の有効期限は基準日から1年7ヶ月間となっていますので、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

経営事項審査を受けず、有効期限が過ぎた場合は指名等を行うことができません。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届
からダウンロードしてください。

<https://www.city.ayabe.lg.jp/0000001846.html>

【測量・建設コンサルタント等】

申請に当たって

綾部市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加するためには、事前に資格審査を受け、認定を受けていただくこととなります。

については、令和7年度において、測量等業務に係る入札参加資格審査を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

測量等業務の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 測量法第55条第1項の規定による登録、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録、地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録、建築士法第23条第1項の規定による登録、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録を受けていない者、建築士法施工規則第17条の18に規定する建築設備士（同施工規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る。）を専任で置いている者等、営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 申請受付期間等

市内業者	令和7年2月3日（月）～令和7年2月17日（月）	郵送等による送付
市外業者	隔年申請のため、令和7年度の受付はありません。	

市内業者は令和7年2月17日（月）必着です。

3 提出先、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和8年3月31日まで。
------	--------------------------------

市内業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	市 様式1	1	
②	測量等実績調書	市 様式2	1	
③	技術者経歴書	市 様式3	1	
④	営業所一覧表	市 様式4	1	
⑤	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和6年11月1日以降のもの。 写しでも可。
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)		
⑥	登録証明書等	(発行機関)	1	令和6年11月1日以降のもの。 写しでも可。 ※1
⑦	財務諸表類		1	(法人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類。
				(個人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書。
⑧	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	1	令和6年11月1日以降のもの。 写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。 電子納税証明書でも可。 ※2
		(個人の場合) 所得税・消費税		
	市税納税証明書	市 第4号	1	令和7年1月7日以降のもの。 個人事業主は令和7年2月1日以降のもの。原本提出。 ※3
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※4
⑩	誓約書	市	1	
⑪	振込先確認書	市	1	
⑫	受領書	市	1	切手貼付の返信用封筒を同封してください。

【留意事項等】

※1 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。(専任の建築設備士がいなければ希望できません。)

※2 ⑧「納税証明書[国税]」はオンライン(e-Tax)で請求・受取ができます。納税証明書(電子交付用)のPDF形式を選択した場合、オンライン(e-Tax)でダウンロードしたデータを印刷してください(期間内であれば何枚でも印刷できます)。

「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加

申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へEメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。

※3 ⑧「市税納税証明書」については、法人の場合は令和7年1月7日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、令和7年2月1日以降に取得してください。1月31日以前に申請される場合は、令和6年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※4 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和7年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑫を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑪～⑫は綴じずに添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出を**してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 登録を受けている測量等の種類、登録番号及び登録年月日

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<https://www.city.ayabe.lg.jp/0000001846.html>

綾部市上下水道事業管理規程第5号

綾部市下水道排水設備指定業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月6日

綾部市長 山崎善也

綾部市下水道排水設備指定業者規程の一部を改正する規程

綾部市下水道排水設備指定業者規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「

2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ

- ① 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証（国民健康保険証は除く）の写し
- ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
- ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

を

」

「

2 専属を確認できるものの写し

に改

」

める。

附 則

この規程は、令和6年11月15日から施行する。

綾部市議会規程第2号

綾部市議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月11日

綾部市議会議長 松本幸子

綾部市議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

綾部市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年綾部市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第5条第2項中「定める事項」を「掲げる事項」に改める。

第8条第8項第1号及び第2号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第1号、様式第10号及び様式第16号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第5条第2項の改正規定、第8条第8項第1号及び第2号の改正規定並びに第11条の見出しの改正規定 令和6年11月11日

（2）第3条第10号の改正規定 令和7年3月24日

（経過措置）

2 この規程施行の際、この規程による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

3 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の綾部市議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の綾部市議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

綾部市教育委員会告示第14号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和6年度第9回（11月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和6年11月19日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和6年11月22日（金）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第15号 損害賠償の額を定めることについて

綾部市選挙管理委員会告示第29号

令和6年12月定時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年11月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

選挙人名簿の登録の日 令和6年12月2日

綾部市選挙管理委員会告示第30号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年12月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

531人

綾部市選挙管理委員会告示第31号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年12月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8, 835人

綾部市選挙管理委員会告示第32号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年12月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 418人